

主権国家の誕生

1) 入試問題の一部である 2009 徳島文理大学 (前期A日程 人間生活 総合政策 文 保健福祉)

文章の空欄(1)～(10)に、次の[語群](あ)～(そ)のうちから正しい語句を1つずつ選びなさい。

ヨーロッパが近代社会へと転ずる頃、ヨーロッパの国際緊張の重要な対立軸の一つはフランス王朝の(1)家と東フランク王国だった地域等を主領地とする(2)家の対立抗争から生まれていた。こうしたなかで、諸国は、更に、相互に、近隣の(3)の獲得やキリスト教会への(4)政策の在り方等をめぐって対立と妥協をくり返し、緊張状態が常に生み出されていた。

その状態が、戦争状態にまで拡大発展することがいつも予期されたので各国は小銃や(5)等の火砲を改良し、それらを大量に生産して攻防両面の軍事技術の向上を図った。また、それらを使う多くの(6)を募集して常備軍として維持しようとした。このため(7)費が各国とも巨額化し、その調達効率をあげるため(8)機構の整備を中心とした行政改革が行われ、税負担能力の高い(9)との協力関係が強められるなど(10)王政という強力な国王統治の主権国家体制が生まれた。

- [語群] (あ)ハプスブルク (い)フッガー (う)メディチ (え)ブルボン (お)宗教
 (か)領土 (き)大砲 (く)絶対 (け)ブルジョワジー (こ)プロレタリア
 (さ)恐慌 (し)徴税 (す)軍事 (せ)福祉 (そ)兵員

注 (え)ブルボンは、16世紀末以降で、イタリア戦争時はヴァロワ朝である。

2) 前掲1)のような契機で成立した新しいタイプの国家は、国内の統一的支配を維持強化しつつ、外に対しては君主のみが国を代表し、神聖ローマ皇帝やローマ教皇のような国を超越した力や権威に制されることなく、自由に意思決定できる【1: 】であった。「【1】とは明確な国境で囲まれた領域と、独立した主権を持つ近代国家のこと(『世界史B用語集』山川出版社)」である。

3) 主権国家は発展を続けるが、その成立期においては、ことにスペイン・フランス・イギリスなどでは、国王を中心とした強力な統治体制が形成された。これは【2: 】と呼ばれる。たしかに【2】は近代国家の最初の形態だが、旧来の身分制度や封建的特権が残存し、様々な課題を抱えていた。

絶対王政の時代

神聖ローマ皇帝カール5世(=スペイン国王カルロス1世)は、当然、全ヨーロッパの支配をもくろんでいたが、それは不可能だった。西ヨーロッパでは、国境を越えた大きな宗教的権威や広大な帝国ではなく、国王を中心とする主権国家が成長しつつあった。16～17世紀の主権国家は絶対王政という形態をとった。

1) 絶対王政(絶対主義)とは、16～17世紀ヨーロッパにおける最後の封建国家にして最初の近代国家である。

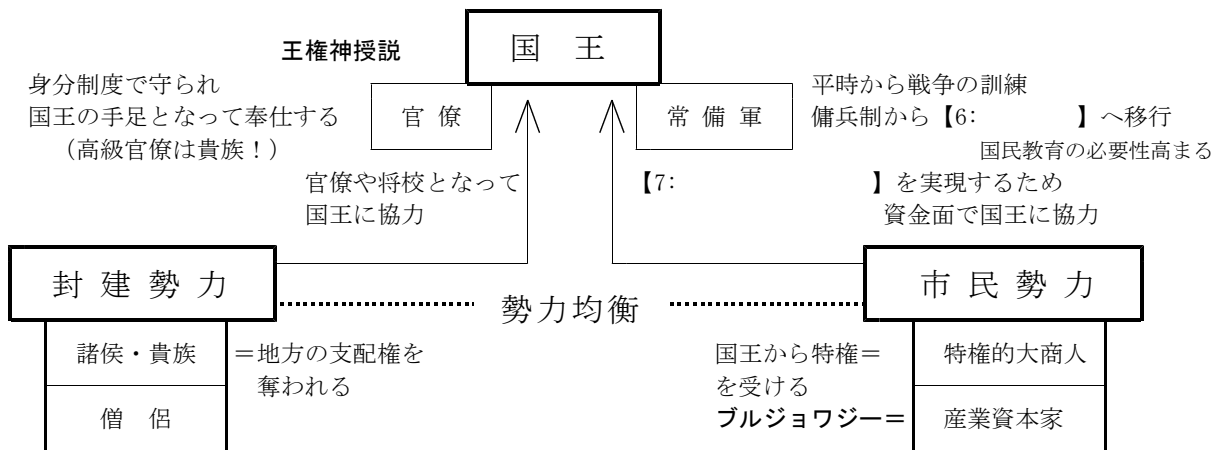
それは、封建制社会が崩壊し近代市民社会が成立する過渡期に出現した政治形態である。

①封建国家の最終段階と言われるわけは？

中世の身分制度、社会秩序を保ったまま中央集権を行った。多数の封建的な規制や特権が残存した。

②近代国家の最初の段階と言われるわけは？

【3: 】と大砲と小銃で武装した【4: 】を備えた強力な中央集権国家で、現代の国家と同様に中央政府が全国土を実効支配した。それらを維持するために毎年莫大な歳入が必要。そのために採用された経済政策ないしは社会政策が【5: 】である。これらをあえて図式化するとこのようになる。



成長した市民勢力は絶対王政が桎梏しごくとなり、彼らは必要に迫られ、暴力で絶対王政を打倒した。フランス革命を典型とするこのような革命が【8: 】である！ 桎梏：手かせ足かせ。自由を束縛するもの

2) 「絶対」とは言っても、国王は個々の国民(?)を直接に支配してはいなかった。当時の人々は市民ならギルド、貴族なら貴族の血縁集団といった職能・身分団体や、都市や農村などの地域的団体の構成員として存在した。国王は、中世以来のこれらの中間団体を、身分的序列をほとんどそのまま認めた上で、それらを統制できるようになったに過ぎない。だから、そんな状態の人々を「国民」とはまだ呼べない。しかし、絶対王政以前には中間団体の統制さえ不可能だった。

ある入試問題のリード文はこう表現している。「ヨーロッパでは中世末期の封建諸侯の没落にともない国王に権力が集中し、絶対王政(絶対主義)と呼ばれる専制的な政治体制が形成された。国王は没落しつつある領主などの封建勢力と、力をつけつつあった新興の市民階層とのバランスの上に乗じ、官僚制と常備軍を整えて強力に国家統一を進めた。この絶対王政の時代に採用されたのが、一般に重商主義とよばれる経済政策であった。そしてそれは、絶対王政崩壊後

にも引き継がれ、産業革命期まで続けられた。(2009明治大学)」

- 3) 絶対王政は国ごとにきわめて多様であり、後に詳述するが要約すれば次の通り。絶対王政が最も早く成立したのは16世紀のスペインである。最盛期は16世紀後半の【9: 】位1556-98 時代。同じく最も早く成立したのは16世紀のイギリスで (やや変則的)、【10: 】位1509-47 時代に確立し、【11: 】位1558-1603 時代に極盛期。絶対王政が典型的に成立したのは17世紀の【12: 】である。ルイ13世 位1610-43 の時代に確立し、最盛期は太陽王 = 【13: 】位1643-1715 時代である。彼は王権神授説の立場に立ち「朕は国家なり」という有名な言葉とヴェルサイユ宮殿を遺した。このほか、オーストリア、ロシアなどでも絶対王政が成立した。

絶対王政は資本主義の揺籃であった 揺籃 ゆりかご

商業活動に対する規制がゆるんだ西ヨーロッパでは新しい生産の方式が生まれつつあった。特にイギリスではその傾向は早くから顕著だった。

- 1) イギリスの毛織物産業では、【14: 】が盛行した。商業資本が手工業者に原料や道具を前貸しし、製品を独占的に買い上げ、生産を支配した。
- 2) 次いで、16世紀後半のイギリスの毛織物産業では【15: 】(工場制手工業)が登場した。マニュファクチュアとは、資本家(産業資本家)が工場を建て労働者を雇用し、「分業にもとづく協業」により生産させる方式である。ただし、原動機を持つ機械ではなく、労働者の筋肉が動かす道具が用いられた。資本主義とは、資本家が労働者を雇用して、商品を生産することを根幹とする経済構造であるが、資本主義は、16世紀イギリスの毛織物マニュファクチュアから始まったとされる。産業資本家は、絶対王政と結びつき、特権を与えられていた商業資本家と対立した。
- 3) 広大な農場を持っていても蓄積が穀物ではマニュファクチュアの設立は難しい。豊かな経済力も貨幣の形で蓄積されないと資本になりえない。アメリカ大陸からの銀の大量流入は、資本の蓄積を可能にした。

イタリア戦争は主権国家体制が形成されるきっかけとなった

イタリア戦争1494-1559 はイタリアの支配をめぐる【16: 】王(ヴァロワ家)と神聖ローマ皇帝(ハプスブルク家)の戦争である。時期は、イタリアルネサンスの末期で、イタリアルネサンス衰退の原因の一つとなった。

- 1) イタリア戦争の開戦と経過
1494年のフランス王【17: 】(ヴァロワ家)のイタリア侵入がきっかけで開戦。形式はイタリア支配をめぐる戦争だが、事実上、ヴァロワ家とハプスブルク家のヨーロッパでの覇権をかけた戦争であった。
開戦時の同盟関係

フランス VS 神聖ローマ皇帝(ハプスブルク家)
(シャルル8世、ヴァロワ家) 同盟国: イタリア諸都市・スペイン・イギリス

途中、1519年を境に、同盟関係が上記から後掲2)に掲げたように変化した。

- 2) 戦争継続中に、ハプスブルク家は婚姻政策でネーデルラントとスペインを相続。1519年、ハプスブルク家出身のスペイン王カルロス1世 位1516-56 がフランス王フランソワ1世 位1515-47 をおさえて神聖ローマ皇帝に選ばれた。これがカール5世 位1519-56 (=カルロス1世)である。これ以降、同盟関係はこのように変化した。
フランス(フランソワ1世、ヴァロワ家) VS 神聖ローマ皇帝(ハプスブルク家)
同盟国: イタリア諸都市・ローマ教皇 同盟国: スペインだけ
イギリス・オスマン帝国(スレイマン1世)

各国はある一国が強大となることを阻止する勢力均衡の考えで動いていることがわかる! 結局、勝負はつかず、1559年、アンリ2世(フランス)・フェリペ2世(スペイン)・エリザベス1世(イギリス)の間で、【18:

】を締結して終結し、フランスはイタリアを放棄した。

- 3) 中世においては、神聖ローマ帝国やローマ教皇のような、個々の国家を超越する権力・権威が存在した。前述のように、中世末期以降、このような普遍的な権力・権威が衰え、それに替わって、国家が独立の政治主体として成長、確立された。ヨーロッパに、他からの何の掣肘も受けずに自由に意志決定できる多数の主権国家が形成され、それらが併存して、同盟したり、競合したりするのが当たり前とされる体制が成立した。これを【19: 】と言う。イタリア戦争では、神聖ローマ帝国やローマ教皇は調停するどころか、一当事者として戦争に加わり、この戦争は、主権国家間の争いとして戦われた。そのため、イタリア戦争はヨーロッパ全域にわたって主権国家体制が形成されるきっかけとなった、とされている。では、「主権国家体制の確立」が実現されたのはいつか?《頻出》1648年の【20: 】である。

国交のある国は相互に外交官を常駐させ、時には国際会議を開催して利害を調整することも常識とされ、現代に一步近づいた。国境を越えた権力・権威が失墜した以上、国家間の関係を定める国際法が必要となる。《国際法は自然法を基礎としなければならない》と主張したのは「国際法の父」グロティウス 1583-1645 である。彼はイタリア戦争のすぐ後の時代に活躍する。

- 4) ウェストファリア条約は、三十年戦争の講和条約である(詳細はNo.107)が、神聖ローマ帝国が300以上の領邦国家に解体されたので、「神聖ローマ帝国の死亡証明書」の異名を持つ。ドイツの300以上の領邦国家も完全な主権国家と認められ、これをもって、ヨーロッパにおける主権国家体制の確立が実現されたとするのが通説である(神聖ローマ帝国は、名目的には1806年まで残った)。
- 5) イタリア戦争は、宗教改革、ルネサンス(イルネサンス末期、アルプス以北のルネサンスへ移行中)と同時期である。これらは、あいまって、ヨーロッパ近代の扉を開いた。